

さいたま市島町西部土地区画整理事業

島西組合より第4号

まちづくりだより

== 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

東日本大震災

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に、心よりお悔やみ申し上げます。

本地区周辺におきましても多くの被害が認められました。これを機に「安心安全なまち」を少しでも早く地区内へ実現させなければならない、と役員一同改めて感じた次第です。

組合員の皆様におかれましても、家族や地域を含めた防災意識について改めて確認し、災害時への備えとしていただきますようお願い申し上げます。

安心安全なまちづくりのため、今後とも本事業に対するご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成23年度の事業予定

本年度は、先ず道路や公園、雨水貯留施設（調整池）等の公共施設の変更や大街区の新設を行うなどとした、事業計画変更を実施します。

この事業計画の変更にあわせ、測量や仮換地設計を行い、地権者の皆様に対して仮換地の供覧（説明）及び仮換地指定を実施する予定です。

また、平成24年度以降に予定している道路や雨水貯留施設（調整池）工事の設計と、移転の対象となる家屋等の一部について調査を実施いたします。

このように、本年度は仮換地に関する事項や設計及び家屋調査等の調査設計業務が主であり、都市計画道路や雨水貯留施設（調整池）等の工事は、次年度以降となります。

事業計画の変更申請書をさいたま市へ提出しました

理事会では、本年度事業予定に沿って、自慢のふるさとづくりに向けた事業計画の更なる改良を目指し、下記について国や市の関係各課と協議を実施していました。

- 雨水流出抑制施設（調整池）の変更：専用地かつ地区内各所に分散し配置していた雨水流出抑制施設（調整池）を、都市計画道路3・4・77 東大宮七里線（幅員18m）の地下に貯留管を埋設し集約することによって、事業費の削減及び土地の有効利用を図ります。

- **公園の変更**：雨水流出抑制施設（調整池）の変更に伴い、当初計画の雨水貯留施設用地相当の約 6,500 m²を公園用地に加算することにより、地区内の公共用地率 25%以上を維持すると共に、地区面積の約 4.6%を公園として計画します。
- **大街区の設置**：本地区及び地区周辺における利便性を向上させる公益的な施設を誘致するため、さいたま市立島小学校の南側に大街区を設けます。
- **区画道路の変更**：宅地の有効利用や地区外道路との連続性等を考慮しながら、区画道路の再配置を行います。また、幅員4mの区画道路については、変更により生じる負担等を考慮しながら、幅員6mに変更します。なお、この変更により生じる家屋移転は、数件となっています。

この内容で理事会は事業計画変更案を作成し7月23日開催の第3回総代会に諮り、賛成多数をもって可決されましたので、7月29日付で事業計画変更認可申請書を市へ提出しました。

今後、市担当部署による書類審査・確認が行われ、8月10日より8月23日まで、さいたま市区画整理支援課（中央区下落合二丁目18番6号）にて2週間の縦覧に付し、

8月24日から9月6日まで2週間の意見書の提出期間を経て、特に問題がなければ、市長より変更が認可される予定です。なお、支援課の受付時間は、午前9時より午後5時までです。



今後の予定

【今後の予定】

平成23年8月～9月：事業計画変更の各種
手続き及び事業計画変更認可

平成23年10～11月：第4回総代会

平成23年内：仮換地の供覧（説明会）

：仮換地指定通知

※現在、地区内において大規模な測量は実施しておりませんが、各種現地調査などは実施しております。

引き続き、土地の立ち入り等についてご協力くださいますようお願いいたします。

～事務局より～

この度の東日本震災により被害を受けられた方にお見舞い申し上げます。事業地区内においては、建物や塀の再築や建替等は法第76条の対象となりますので、再築等を検討されている場合は、事務局までお問合わせください。

